

【外国政府等において重要な公的地位にある方の確認】

私は、以下に示された「外国政府等において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含む方）等」に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行う際に、お客さまが「外国の元首」又は「外国政府において重要な公的地位を有する方等に該当する方」であるかを確認する必要があります。

このため、「ご自身またはご家族」が外国の要職にある（またはあった）方に該当する場合、本アプリから口座開設をお申し込みいただくことはできません。

なお、外国政府等において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含む方）とは以下の方をいいます。

1. 以下の①～④（過去に①～④であった方を含む）

①外国の元首

②外国政府において以下の職に相当する職にある方

- ・日本における内閣総理大臣、国务大臣、副大臣
- ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
- ・日本における最高裁判所裁判官
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
- ・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長

③外国の中央銀行の役員

④外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方の家族（以下の①～⑤）

①配偶方（事実婚を含む。以下、同様）

②父母

③子

④兄弟姉妹

⑤①～④以外の配偶方の父母、及び配偶方の子

以 上